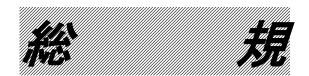
第 1 編



○奄美群島広域事務組合規約

平成3年7月1日 指令地第 355 号

改正 平成 5年 1月 20 日指令地第 1171 号 平成 18年 2月 13 日指令地第 1494 号 平成 20年 7月 1 日 平成 24年 8月 1 日 平成 11 年 9 月 28 日指令地第 684 号 平成 19 年 3 月 30 日指令市町村第 1325 号 平成 23 年 3 月 31 日指令市町村第 14 号 令和 6 年 2 月 1 日

第1章 総則

(組合の名称)

- 第1条 この組合は、奄美群島広域事務組合(以下「組合」という。)という。 (組合を組織する地方公共団体)
- 第2条 組合は、次の市町村(以下「関係市町村」という。)をもって組織する。 奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、 伊仙町、和泊町、知名町、与論町 (組合の共同処理する事務)
- 第3条 組合は、次表右欄に掲げる市町村に係る同表左欄の事務を共同処理する。

共同処理する事務	市町村
1 奄美群島の振興整備のための事業の推進及び連絡	
調整に関すること。	奄美市,大和村,
2 奄美群島の振興整備のための事業の推進に資する	宇 検 村,瀬戸内町,
基金に関すること。	龍郷町,喜界町,
3 場外離着陸場等(患者輸送車を含む。)の建設及び	徳之島町, 天 城 町,
維持管理並びに救急患者等の輸送に関すること。	伊仙町,和泊町,
4 視聴覚ライブラリーの設置及び管理並びに視聴覚	知名町,与論町
教育の振興に関すること。	

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、奄美市名瀬港町15番地に置く。

第2章 組合の議会

(組合の議会の組織)

- 第5条 組合の議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は、24人とする。
- 2 組合議員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 第9条第2項の規定により選任された管理者の属する関係市町村の議会の議長及び副議長
- (2) 前号の関係市町村以外の関係市町村の長及び議会議長

(組合議員の任期)

第6条 組合議員の任期は、関係市町村の長又は議会の議長若しくは副議長の任期とする。

(議長及び副議長)

- 第7条 組合の議会に議長及び副議長各1人を置く。
- 2 議長及び副議長は、組合の議会において、組合議員のうちから選挙する。
- 3 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期とする。 (特別議決)
- 第8条 組合の議会の議決すべき事件のうち、関係市町村の一部に係るものの事件については、当該事件に関係する市町村から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。
 - 第3章 組合の執行機関

(執行機関の組織及び選任の方法)

- 第9条 組合に管理者、副管理者及び会計管理者各1人を置く。
- 2 管理者は、組合の議会において、関係市町村の長のうちからこれを選任する。
- 3 副管理者は、管理者が組合の議会の同意を得てこれを選任する。
- 4 会計管理者は、組合の事務所の所在する関係市町村の会計管理者をもって充てる。
- 5 管理者及び副管理者は、組合議員を兼ねることができない。

(管理者、副管理者の任期)

- 第10条 管理者の任期は、関係市町村の長の任期とする。
- 2 副管理者の任期は、副管理者が関係市町村の副市町村長の場合はその任期とし、 その他の場合は4年とする。

(教育委員会)

第11条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第2条の規定により、組合に教育委員会を設置する。

(選挙管理委員会)

第12条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和31年政令第221号) 第16条に規定する選挙管理委員会は、管理者の属する市町村の選挙管理委員会とす る。

(監査委員)

- 第13条 組合に監査委員2人を置く。
- 2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちからそれぞれ1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあっては4年とし、 組合議員のうちから選任される者にあっては当該議員の任期とする。ただし、後任者 が選出されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(事務局)

- 第14条 組合に事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は管理者が任免する。
- 4 事務局長その他の職員の定数は、条例で定める。

第4章 組合の経費

(経費の支弁方法)

- 第15条 組合の経費は、関係市町村の負担金、国県の補助金、組合の財産により生じる収入、組合の事業により生じる収入及びその他の収入をもって充てる。
- 2 前項に規定する負担金の負担割合は、別表第1のとおりとする。

第5章 基金の設置

(基金の設置)

- 第16条 組合は、奄美TIDAネシア基金(以下「基金」という。)を設置する。
- 2 奄美群島の振興整備のための事業の推進に資することを目的とする。
- 3 基金は、関係市町村の出資及びその他の収入により設置する。

(出資の割合及び額)

第17条 関係市町村の出資の額は、別表第2のとおりとする。

(基金の処分の制限)

第18条 基金に属する財産のうち、関係市町村からの出資総額に相当する額は、これを 処分することができない。

(関係市町村の権利)

第19条 組合を解散する際には、基金に属する財産のうち、関係市町村の出資額に相当する額は、関係市町村に帰属する。

附則

- 1 この規約は、知事の許可のあった日から施行する。
- 2 組合は、平成3年6月30日をもって解散する奄美群島広域市町村圏視聴覚教育組合、奄美群島救急組合及び奄美大島伝染病棟組合並びに同日をもって廃止する奄美群

島広域市町村圏協議会の事務を承継する。

3 この規約の施行の日から組合管理者が就任するまでの期間は、管理者の職務を名瀬 市長が行うものとする。

附 則 (平成5年1月20日指令地第1171号)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (平成11年9月28日指令地第684号)

この規約は、鹿児島県知事の許可のあった日から施行する。

附 則(平成18年2月13日指令地第1494号)

この規約は、平成18年3月20日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日指令市町村第1325号)

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年7月1日)

この規約は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日指令市町村第14号)

この規約は、鹿児島県知事の許可のあった日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年8月1日)

この規約は、平成24年8月1日から施行する。

別表第1 (第15条関係)

共同処理する事務	負担割合
場外離着陸場等(患者輸送車を含む。)の建設及び維持管理並びに救急患者等の輸送に関すること。	均等割 18%,人口割 82% とする。 (組合職員及び補助職員 に係る人件費を除く。) ただし、場外離着陸場の 建設に係る経費の負担割 合は、組合の議会の議決 を経て別に定める。
視聴覚ライブラリーの設置及び管理並びに視聴覚 教育の振興に関すること。	均等割 18%,人口割 82% とする。 (組合職員及び補助職員 に係る人件費を除く。)
上記事務以外に関すること。	均等割 40%,人口割 60% とする。

ただし、負担割合の算定に必要な人口の基準は、直近の国勢調査による。

別表第2 (第17条関係)

(単位:千円)

市	町	村	名		出	資	金	額
奄	美	ŧ	市					280, 900
大	利]	村					36, 800
宇	杨	è	村					37. 300
瀬	戸	内	町					72, 500
育텉	组	ß	町					49, 700
喜	界	1	町					62, 600
徳	之	島	町					79, 400
天	坊	ķ	町					56, 200
伊	仙	1	町					59, 600
和	淮	İ	町					57, 100
知	名	,	町					55, 700
与	訓	Ħ	町					52, 200
合			計			_	_	900,000

○奄美群島広域事務組合公告式条例

【平成3年7月1日 条 例 第 1 号】

改正 平成 29 年 3 月 3 日条例第 1 号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条第4項及び第5項の規程により、奄美群島広域事務組合(以下「組合」という。)の公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

- **第2条** 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び公布年月日を記入し、その末尾に管理者が署名しなければならない。
- 2 条例の公布は、組合事務所の所定の掲示場所に掲示して行う。

(公布した条例の写しの掲示)

- **第3条** 前条の規定により公布した条例は、その写しを組合を組織する市町村の所定の 掲示場所に掲示するものとする。
- 2 前項の組合を組織する市町村の所定の掲示は、当該市町村に委託して行うものとする。

(規則の公布)

第4条 第2条の規定は、規則の公布に準用し、前条の規定は、公布した規則の写しの 掲示に準用する。

(規程に公表)

- **第5条** 規則を除くほか、管理者の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の 前文、公表年月日及び管理者名を記入して管理者印を押さなければならない。
- 2 第2条第2項の規定は、前項の規程の公表に準用し、第3条の規定は、公表した規程の写しの掲示に準用する。

(組合の機関の定める規則及び規程の公表)

- 第6条 第2条の規定は、教育委員会を除く組合の機関の定める規則で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中、「管理者」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。
- 2 前条の規定は、教育委員会を除く組合の機関の定める規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「管理者名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」と、「管理者印」とあるのは「当該機関の印又

は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

(施行期日)

第7条 規則又は規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附則

この条例は,公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月3日条例第1号)

この条例は,公布の日から施行する。

○奄美群島広域事務組合公告式規則

(平成3年7月1日) 規 則 第 1 号)

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条第5項に規定する管理者の定める公告を要する規程以外の告示(以下「告示」という。)の公示について必要な事項を定めるものとする。

(告示の公示)

- **第2条** 告示を公示しようとするときは、全文、公示の年月日及び管理者名を記入し、 管理者印を押さなければならない。
- 2 告示は、組合事務所の所定の掲示場所に掲示して告示する。 (公示した告示の写しの掲示)
- **第3条** 前条の規定により公示した告示は、その写しを組合を組織する市町村の所定の 掲示場所に掲示するものとする。
- 2 前項の組合を組織する市町村の所定の掲示場所への掲示は、当該市町村に委託して 行うものとする。

(施行期日)

第4条 告示は、告示に特別の定めがあるものを除くほか、公示の日から施行する。

附則

この規則は,公布の日から施行する。